

○ 農業土木工事施工管理基準(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後						現 行																																															
農 業 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準						農 業 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準																																															
第1 目 的 ～ 第3 施工管理の基本構成 [略]						第1 目 的 ～ 第3 施工管理の基本構成 [略]																																															
第4 施工管理の実施						第4 施工管理の実施																																															
1 施工管理責任者 ～ 5 検査(完成・既済部分)時の提出内容 [略]						1 施工管理責任者 ～ 5 検査(完成・既済部分)時の提出内容 [略]																																															
6 その他						6 その他																																															
(1)～(3) [略]						(1)～(3) [略]																																															
<u>(4) 施工管理にあたっては、「土木工事施工管理基準の手引きの制定について」(平成26年3月28日付け25農振第2222号農村振興局整備部長通知)を参考に行うものとする。</u>						<u>[新設]</u>																																															
第5 用語の定義 [略]						第5 用語の定義 [略]																																															
別表第1 直接測定による出来高管理						別表第1 直接測定による出来高管理																																															
1 共通工事 ～ 7 河川及び排水路工事 [略]						1 共通工事 ～ 7 河川及び排水路工事 [略]																																															
8 管水路工事						8 管水路工事																																															
管体基礎工(砂基礎等) ～ 管水路(遠心力鉄筋コンクリート) RC [略]						管体基礎工(砂基礎等) ～ 管水路(遠心力鉄筋コンクリート) RC [略]																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>項 目</th> <th>(参 考) 管理基準値(mm)</th> <th>規格値(mm)</th> <th>測 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">8 管 水 路</td> <td rowspan="2">管水路 (ダクタイル 鋳鉄管) A形 K形 T形 U形</td> <td>基準高(V)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>中心線のズレ(e)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工 事</td> <td rowspan="2">(強化プラスチック複合管) B形、T形 C形 <u>D形</u></td> <td>ジョイント間隔(z)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>施工延長</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>						工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	8 管 水 路	管水路 (ダクタイル 鋳鉄管) A形 K形 T形 U形	基準高(V)	[略]	[略]	中心線のズレ(e)	[略]	[略]	工 事	(強化プラスチック複合管) B形、T形 C形 <u>D形</u>	ジョイント間隔(z)	[略]	[略]	施工延長	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>項 目</th> <th>(参 考) 管理基準値(mm)</th> <th>規格値(mm)</th> <th>測 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">8 管 水 路</td> <td rowspan="2">管水路 (ダクタイル 鋳鉄管) A形 K形 T形 U形</td> <td>基準高(V)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>中心線のズレ(e)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工 事</td> <td rowspan="2">(強化プラスチック複合管) B形、T形 C形 <u>D形</u></td> <td>ジョイント間隔(z)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>施工延長</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>						工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	8 管 水 路	管水路 (ダクタイル 鋳鉄管) A形 K形 T形 U形	基準高(V)	[略]	[略]	中心線のズレ(e)	[略]	[略]	工 事	(強化プラスチック複合管) B形、T形 C形 <u>D形</u>	ジョイント間隔(z)	[略]	[略]	施工延長	[略]	[略]
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準																																																	
8 管 水 路	管水路 (ダクタイル 鋳鉄管) A形 K形 T形 U形	基準高(V)	[略]	[略]																																																	
		中心線のズレ(e)	[略]	[略]																																																	
工 事	(強化プラスチック複合管) B形、T形 C形 <u>D形</u>	ジョイント間隔(z)	[略]	[略]																																																	
		施工延長	[略]	[略]																																																	
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準																																																	
8 管 水 路	管水路 (ダクタイル 鋳鉄管) A形 K形 T形 U形	基準高(V)	[略]	[略]																																																	
		中心線のズレ(e)	[略]	[略]																																																	
工 事	(強化プラスチック複合管) B形、T形 C形 <u>D形</u>	ジョイント間隔(z)	[略]	[略]																																																	
		施工延長	[略]	[略]																																																	

○ 農業土木工事施工管理基準(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後					
シールド工事(一次覆工)～シールド工事(二次覆工) [略]					
9 畑かん施設工事～17 ため池改修工事 [略]					
別表ア～ウ [略]					
別表エ 管水路(強化プラスチック複合管)ジョイント間隔管理基準値					
(単位: mm)					
規格	J I S A 5350				
	B 形、C 形及びT 形				
	呼び径 (mm)	標準値	(参 考) 管理基準値	規 格 値	
良 質 地 盤				軟 弱 地 盤	
200	0	+10	0	+33	0
250	0	+10	0	+33	0
300	0	+10	0	+38	0
350	0	+10	0	+38	0
400	0	+10	0	+43	0
450	0	+10	0	+43	0
500	0	+15	0	+53	0
600	0	+15	0	+53	0
700	0	+15	0	+53	0
800	0	+15	0	+53	0
900	0	+15	0	+53	0
1,000	0	+20	0	+53	0
1,100	0	+20	0	+53	0
1,200	0	+20	0	+53	0
1,350	0	+20	0	+53	0
1,500	0	+20	0	+53	0
1,650	0	+25	0	+80	0
1,800	0	+25	0	+80	0
2,000	0	+25	0	+95	0
2,200	0	+25	0	+95	0
2,400	0	+25	0	+113	0
2,600	0	+25	0	+113	0
2,800	0	+25	0	+128	0
3,000	0	+25	0	+128	0

注) 1. ～4. [略]

5. 継手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、基準線に
対し抜け出し側を(+)とする。[削る。]

6. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。

現 行					
シールド工事(一次覆工)～シールド工事(二次覆工) [略]					
9 畑かん施設工事～17 ため池改修工事 [略]					
別表ア～ウ [略]					
別表エ 管水路(強化プラスチック複合管)ジョイント間隔管理基準値					
(単位: mm)					
規格	J I S A 5350				
	B 形及びT 形				
	呼び径 (mm)	標準値	(参 考) 管理基準値	規 格 値	
良 質 地 盤				軟 弱 地 盤	
200	0	+10	-5(0)	+33	-33(0)
250	0	+10	-5(0)	+33	-33(0)
300	0	+10	-5(0)	+38	-38(0)
350	0	+10	-5(0)	+38	-38(0)
400	0	+10	-5(0)	+43	-43(0)
450	0	+10	-5(0)	+43	-43(0)
500	0	+15	-10(0)	+53	-52(0)
600	0	+15	-10(0)	+53	-52(0)
700	0	+15	-10(0)	+53	-52(0)
800	0	+15	-10(0)	+53	-52(0)
900	0	+15	-10(0)	+53	-52(0)
1,000	0	+20	-15(0)	+53	-51(0)
1,100	0	+20	-15(0)	+53	-51(0)
1,200	0	+20	-15(0)	+53	-51(0)
1,350	0	+20	-15(0)	+53	-51(0)
1,500	0	+20	-15(0)	+53	-51(0)
1,650	0	+25	-20(0)	+80	-77(0)
1,800	0	+25	-20(0)	+80	-77(0)
2,000	0	+25	-20(0)	+95	-92(0)
2,200	0	+25	-20(0)	+95	-92(0)
2,400	0	+25	-20(0)	+113	-110(0)
2,600	0	+25	-20(0)	+113	-110(0)
2,800	0	+25	-20(0)	+128	-125(0)
3,000	0	+25	-20(0)	+128	-125(0)

注) 1. ～4. [略]

5. 継手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、基準線に
対し抜け出し側を(+)、入り込み側を(-)とする。また、管理基準値等のうち()内数値は、
点線で示した形状の管に適用する。

6. D形の場合は、受口側と挿口側を各々測定する。
[新設]

○ 農業土木工事施工管理基準(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

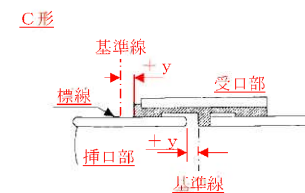
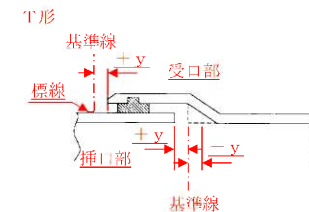
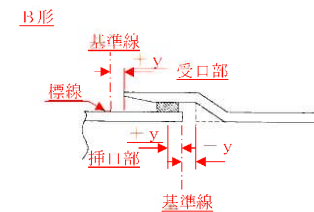
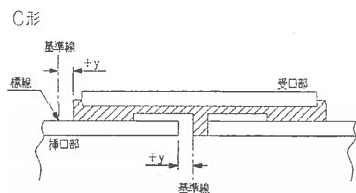
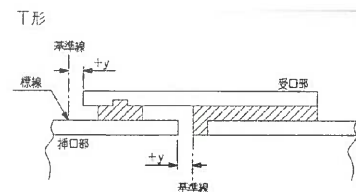
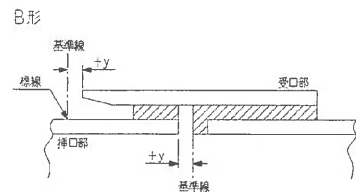
改正後

現行

[削る。]

(単位: mm)

規格	J I S A 5350						
	C 形						
	標準値	(参 考) 管 理 基 準 値	規 格 値				
良 質 地 盤			軟 弱 地 盤				
200	0	+10	0	+33	0	+22	0
250	0	+10	0	+33	0	+22	0
300	0	+10	0	+38	0	+25	0
350	0	+10	0	+38	0	+25	0
400	0	+10	0	+43	0	+28	0
450	0	+10	0	+43	0	+28	0
500	0	+15	0	+53	0	+35	0
600	0	+15	0	+53	0	+35	0
700	0	+15	0	+53	0	+35	0
800	0	+15	0	+53	0	+35	0
900	0	+15	0	+53	0	+35	0
1,000	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,100	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,200	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,350	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,500	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,650	0	+25	0	+80	0	+53	0
1,800	0	+25	0	+80	0	+53	0
2,000	0	+25	0	+95	0	+63	0
2,200	0	+25	0	+95	0	+63	0
2,400	0	+25	0	+113	0	+75	0
2,600	=	=	=	=	=	=	=
2,800	=	=	=	=	=	=	=
3,000	=	=	=	=	=	=	=



○ 農業土木工事施工管理基準(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後

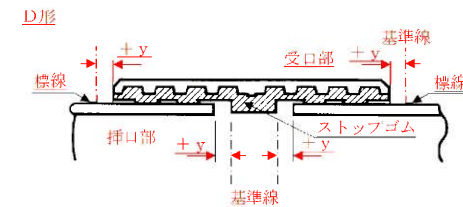
現 行

[削る。]

(単位: mm)

規 格	J I S A 5350						
	D 形(S60)						
	呼び径 (mm)	標準値	(参 考) 管 理 基 準 値	規 格 値			
良 質 地 盤				軟 弱 地 盤			
200	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
250	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
300	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
350	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
400	0	+5	0	+35	-3	+25	-3
450	0	+5	0	+35	-3	+25	-3
500	0	+15	0	+35	-3	+25	-3
600	0	+15	0	+35	-3	+25	-3
700	0	+15	0	+35	-3	+25	-3
800	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
900	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,000	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,100	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,200	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,350	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,500	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
1,650	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
1,800	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
2,000	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
2,200	0	+30	0	+50	-5	+40	-5
2,400	0	+30	0	+50	-5	+40	-5

[削る。]



※ 管がストップゴムをつぶしている場合は(-)とする。なお、その場合受口側の値を0とする。

別表オ ~ カ [略]

別表オ ~ カ [略]

○ 農業土木工事施工管理基準(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後				現 行					
別表第2 撮影による出来形管理 [略]				別表第2 撮影による出来形管理 [略]					
別表第3 品質管理				別表第3 品質管理					
1 コンクリート関係 (1)材料 [略]				1 コンクリート関係 (1)材料 [略]					
工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準	工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
コ ン ク リ ー ト	(2) 施 工	単位水量測定	1. 水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別毎の使用量が100m ³ 以上施工するコンクリート工を対象とする。 2. エアメーター法又はこれと同程度、若しくは、それ以上の精度を有する測定機器を使用するものとし、施工計画書に記載するとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督職員に提出するものとする。 また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用するものとする。	100m ³ 以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）、重要なコンクリート構造物の場合は重要度に応じて100～150m ³ 毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※対象（重要なコンクリート構造物）は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（プレキャスト製品は除く。）、内空断面が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（PCは除く。）、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とするが、当該事業において重要なコンクリート構造物と位置付けられる場合は、対象とするものとする。	コ ン ク リ ー ト	(2) 施 工	単位水量測定	1. 水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別毎の使用量が100m ³ 以上施工するコンクリート工を対象とする。 2. エアメーター法又はこれと同程度、若しくは、それ以上の精度を有する測定機器を使用するものとし、施工計画書に記載するとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督職員に提出するものとする。 また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用するものとする。	100m ³ 以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）、重要なコンクリート構造物の場合は重要度に応じて100～150m ³ 毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※対象（重要なコンクリート構造物）は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（プレキャスト製品は除く。）、内空断面が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（PCは除く。）、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とするが、当該事業において重要なコンクリート構造物と位置付けられる場合は、対象とするものとする。
		スランプ試験	JIS A 1101	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき			スランプ試験	JIS A 1101	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき
		空気量試験	JIS A 1128 他	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき			空気量試験	JIS A 1128 他	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき

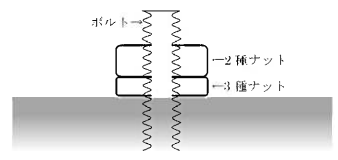
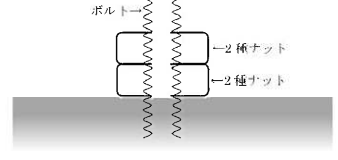
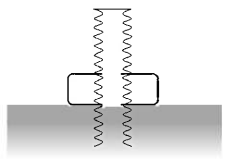
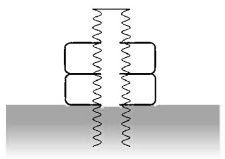
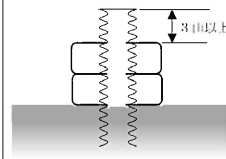
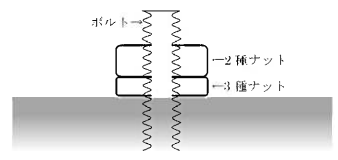
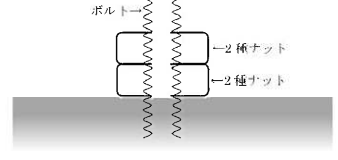
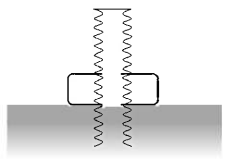
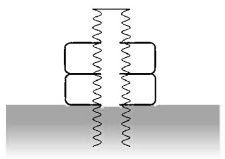
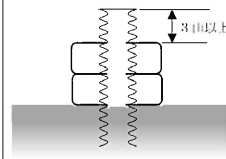
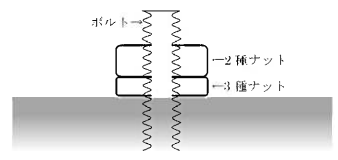
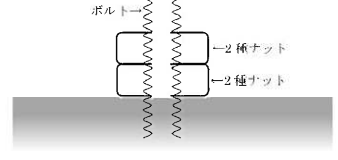
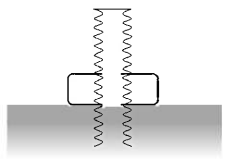
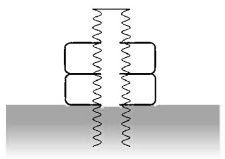
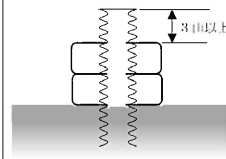
○ 農業土木工事施工管理基準(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後			現 行		
(参考)規格値	管理方式	処 置	(参考)規格値	管理方式	処 置
<p>1. 測定した単位水量が配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2. 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後配合設計±15kg/m³以内で安定するまで運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。<u>なお、「15kg/m³以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m³以内の値を観測することをいう。</u></p> <p>3. 配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。<u>その後の配合設計±15kg/m³になるまで、全運搬車の測定を行う。</u></p> <p>なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p> <p>ただし、示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。</p>			<p>1. 測定した単位水量が配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2. 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後配合設計±15kg/m³以内で安定するまで運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>3. 配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量測定を行う。</p> <p>なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p> <p>ただし、示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。</p>		
2.5 cm …………… ○1.0 (cm)			2.5 cm …………… ○1.0 (cm)		
5 cm及び6.5 cm …… ○1.5			5 cm及び6.5 cm …… ○1.5		
8 cm以上18 cm以下 … ○2.5			8 cm以上18 cm以下 … ○2.5		
21 cm …………… ○1.5			21 cm …………… ○1.5		
指定値○1.5%			指定値○1.5%		

○ 農業土木工事施工管理基準(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後					現 行				
2 土質関係 ～ プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係					2 土質関係 ～ プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係				
6 その他の二次製品					6 その他の二次製品				
ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管	種 類	規 格	試験方法	標準ロット数	ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管	種 類	規 格	試験方法	標準ロット数
	ダクタイル鑄鉄管	JIS G 5526	JIS G 5526	φ 75～ <u>300</u> 200本 φ <u>350</u> ～ 600 100本		ダクタイル鑄鉄管	JIS G 5526	JIS G 5526	φ 75～ <u>250</u> 200本 φ <u>300</u> ～ 600 100本
	ダクタイル鑄鉄異形管	JIS G 5527	JIS G 5527	φ 700～1,000 <u>50</u> 本 φ 1,100～ <u>2,600</u> <u>25</u> 本		ダクタイル鑄鉄異形管	JIS G 5527	JIS G 5527	φ 700～1,000 <u>60</u> 本 φ 1,100～ <u>1,500</u> <u>40</u> 本
	ダクタイル鑄鉄直管 ダクタイル鑄鉄異形管 ダクタイル鑄鉄管継手 (農業用水用)	JDPA G 1027	JDPA G 1027	<u>[削る]</u>		ダクタイル鑄鉄直管 ダクタイル鑄鉄異形管 ダクタイル鑄鉄管継手 (農業用水用)	JDPA G 1027	JDPA G 1027	φ 1,600～ <u>2,600</u> <u>30</u> 本
試験(測定)基準			管 理 方 法	処 置	試験(測定)基準			管 理 方 法	処 置
[略]			[略]	[略]	[略]			[略]	[略]
硬質塩化ビニル管 ～ 鋼管 [略]					硬質塩化ビニル管 ～ 鋼管 [略]				
別表第4 施工管理記録様式 [略]					別表第4 施工管理記録様式 [略]				

○ 農業土木工事施工管理基準(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後	現 行															
<p style="text-align: center;">参 考 資 料</p> <p>1 管水路の通水試験 ～ 8 管更生工法に係る施工管理について(参考) [略]</p> <p>9 <u>ダブルナット(アンカーボルト)の施工について</u></p> <p><u>(1)ダブルナットは、振動に対する緩み止めとして、二つのナットを使用してロックする一般的な方法である。</u></p> <p><u>(2)ナットには、1種(片面取り形)、2種(両面取り形)及び3種(両面取りの薄型)があり、ダブルナットでは2種又は3種ナット組み合わせて使用する。</u></p> <table border="1" data-bbox="235 534 963 821"> <tr> <td style="text-align: center;">2種と3種ナットの組み合わせ</td> <td style="text-align: center;">2種ナット同士の組み合わせ</td> </tr> <tr> <td>  </td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>注) 2種と3種ナットを上向きに使用してはならない。</td> <td>注) 2種ナット同士では、ボルトの突出(ボルト全長)を長くする必要がある。</td> </tr> </table> <p><u>(4)ダブルナットでは、軸力を受けるのは上ナットになることから、上ナットのトルク管理をしっかり行い締め付けるものとする。なお、3種ナット(厚さが薄いナット)を上ナットに使用してはならない。</u></p> <p><u>(5)ナットの締め固めは、次の手順で行わなければならない。特に手順3の作業を行わなければダブルナットの機能が発揮されないで、適切に施工管理を行うものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="235 1005 963 1324"> <tr> <td style="text-align: center;">手順1</td> <td style="text-align: center;">手順2</td> <td style="text-align: center;">手順3</td> </tr> <tr> <td>  </td> <td>  </td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>下ナットを締め付ける</td> <td>上ナットを締め付ける トルク管理を行う</td> <td>上ナットを固定して、下ナットを逆回転で突っ張るように締め付ける。</td> </tr> </table> <p><u>(6)上ナットのボルト先端は、ナットの外に3山以上出るようにしなければならない。</u></p>	2種と3種ナットの組み合わせ	2種ナット同士の組み合わせ			注) 2種と3種ナットを上向きに使用してはならない。	注) 2種ナット同士では、ボルトの突出(ボルト全長)を長くする必要がある。	手順1	手順2	手順3				下ナットを締め付ける	上ナットを締め付ける トルク管理を行う	上ナットを固定して、下ナットを逆回転で突っ張るように締め付ける。	<p style="text-align: center;">参 考 資 料</p> <p>1 管水路の通水試験 ～ 8 管更生工法に係る施工管理について(参考) [略]</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p>
2種と3種ナットの組み合わせ	2種ナット同士の組み合わせ															
																
注) 2種と3種ナットを上向きに使用してはならない。	注) 2種ナット同士では、ボルトの突出(ボルト全長)を長くする必要がある。															
手順1	手順2	手順3														
																
下ナットを締め付ける	上ナットを締め付ける トルク管理を行う	上ナットを固定して、下ナットを逆回転で突っ張るように締め付ける。														

○ 農業土木工事施工管理基準(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後					現 行		
<p>1.0 管水路(強化プラスチック複合管)ジョイント間隔管理基準値</p> <p>強化プラスチック複合管について、現在生産中止となっている配管材に係るジョイント間隔管理基準値を以下に示すので、機能診断業務等の参考にされたい。</p> <p style="text-align: right;">(単位: mm)</p>					<p>[新設]</p>		
<p>J I S A 5350</p> <p>B 形 及 び T 形</p>							
規 格 呼び径 (mm)	標準値	(参 考) 管理基準値		規 格 値			
				良 質 地 盤		軟 弱 地 盤	
200	0	+10	-5(0)	+33	-33(0)	+22	-22(0)
250	0	+10	-5(0)	+33	-33(0)	+22	-22(0)
300	0	+10	-5(0)	+38	-38(0)	+25	-25(0)
350	0	+10	-5(0)	+38	-38(0)	+25	-25(0)
400	0	+10	-5(0)	+43	-43(0)	+28	-28(0)
450	0	+10	-5(0)	+43	-43(0)	+28	-28(0)
500	0	+15	-10(0)	+53	-52(0)	+35	-34(0)
600	0	+15	-10(0)	+53	-52(0)	+35	-34(0)
700	0	+15	-10(0)	+53	-52(0)	+35	-34(0)
800	0	+15	-10(0)	+53	-52(0)	+35	-34(0)
900	0	+15	-10(0)	+53	-52(0)	+35	-34(0)
1,000	0	+20	-15(0)	+53	-51(0)	+35	-33(0)
1,100	0	+20	-15(0)	+53	-51(0)	+35	-33(0)
1,200	0	+20	-15(0)	+53	-51(0)	+35	-33(0)
1,350	0	+20	-15(0)	+53	-51(0)	+35	-33(0)
1,500	0	+20	-15(0)	+53	-51(0)	+35	-33(0)
1,650	0	+25	-20(0)	+80	-77(0)	+53	-50(0)
1,800	0	+25	-20(0)	+80	-77(0)	+53	-50(0)
2,000	0	+25	-20(0)	+95	-92(0)	+63	-60(0)
2,200	0	+25	-20(0)	+95	-92(0)	+63	-60(0)
2,400	0	+25	-20(0)	+113	-110(0)	+75	-72(0)
2,600	0	+25	-20(0)	+113	-110(0)	+75	-72(0)
2,800	0	+25	-20(0)	+128	-125(0)	+85	-82(0)
3,000	0	+25	-20(0)	+128	-125(0)	+85	-82(0)

B形

T形

○ 農業土木工事施工管理基準(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後				現 行			
(単位: mm)							
J I S A 5350							
D 形(S60)							
規格 呼び径 (mm)	標準値	(参考) 管理基準値		規 格 値			
				良 質 地 盤		軟 弱 地 盤	
200	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
250	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
300	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
350	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
400	0	+5	0	+35	-3	+25	-3
450	0	+5	0	+35	-3	+25	-3
500	0	+15	0	+35	-3	+25	-3
600	0	+15	0	+35	-3	+25	-3
700	0	+15	0	+35	-3	+25	-3
800	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
900	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,000	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,100	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,200	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,350	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,500	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
1,650	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
1,800	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
2,000	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
2,200	0	+30	0	+50	-5	+40	-5
2,400	0	+30	0	+50	-5	+40	-5

D形

※ 管がストップゴムをつぶしている場合は(-)とする。なお、その場合受口側の値を0とする。

注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所(平均値)とする。
 2. (参考) 規格値は埋戻後の値であり、原則4箇所(平均)とする。
 3. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
 4. 管の外から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示すa'、b'、c'、d'とする。
 5. 継手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、基準線に対して抜け出し側(+)、入り込み側を(-)とする。また、管理基準値等のうち()内数値は、点線で示した形状の管に適用する。
 6. D形の場合は、受口側と挿口側を各々測定する。

[新設]